

# 健康福祉

1	健康づくりの推進	151
2	健康福祉サービス体制	154
3	社会保障制度	161
4	高齢者福祉	173
5	障がい者福祉	180
7	生活衛生	191



## 1 健康づくりの推進

現代社会においては、高齢化が進展する中での介護予防策の充実や、若い世代からの生活習慣病予防対策の推進、さらには医療費の伸びの適正化等の社会環境の変化に伴う課題への対応が求められている。

そこで、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと21基本計画」を策定し、「全ての市民が生涯を通して、住みなれた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる」ことを基本理念に、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、小学校区を単位とした健康まちづくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進している。

### (1) 栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

項目	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
	項目					
ア 食育の推進	こどもの食育推進ネットワーク 全体研修会参加者延べ数(人)	中止	645	787	456	462
イ 地区組織活動の支援	食生活改善推進員研修会(回)	55	33	39	50	49
	すこやか食生活改善講習会(回)	90	23	46	92	92
ウ 食生活改善推進員の養成	修了者(人)	49	34	42	40	66

### (2) 歯と口腔の健康づくりの推進

歯と口腔の健康づくりの推進に向け、「熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、熊本市歯科保健基本計画を定め、それぞれの市民のライフステージの特性に応じた施策を社会全体として総合的かつ計画的に推進する。また、8020(ハチマルニイマル)推進員の養成や地域の歯科保健活動の支援を行い、市民の歯と口腔の健康づくりの啓発に努めている。

項目	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
	項目					
ア 妊婦歯科健診受診状況	妊婦歯科健診受診率(%)	58.6	57.8	59.0	57.9	41.4
イ 3歳児のむし歯の状況	3歳児でむし歯のない者(%)	81.3	83.0	84.1	86.5	89.8
ウ こどものフッ化物応用の実施状況	フッ化物洗口実施保育所等(園) ※認可のみ	113	110	111	101	124
	フッ化物洗口実施小学校(校)	41	36	46	83	92
	フッ化物塗布(延人数) ※委託のみ	-	-	-	-	1,627
エ 8020推進員の養成	8020推進員の養成(累計) (人)	1,065	1,165	1,238	1,316	1,423

### (3) 健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第17条第1項に基づき、健康教育及び健康相談を実施している。

#### ア 健康教育 ※対象年齢：40歳から64歳まで

区分	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
	項目					
開催回数(回)		690	291	314	546	715
延人員(人)		7,578	2,494	2,220	4,317	5,471

#### イ 健康相談 ※対象年齢：40歳から64歳まで

区分	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
	項目					
開催回数(回)		368	650	328	245	285
延人員(人)		3,093	3,401	696	1,115	1,303

#### ウ 訪問指導 ※対象年齢：40歳から64歳まで

区分	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
	項目					
実人員		408	115	102	114	102
延人員		520	131	123	121	111

(4) 各種健康診査充実事業（健康づくり推進課・保護管理援護課）

健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

令和3年度（2021年度）から、ピロリ菌の有無を調べる胃がんリスク検査を開始した。

節目年齢歯科健診において、歯周病の発症・重症化及び歯科疾患の予防を実施し、定期歯科健診の啓発や市民の健康意識の醸成を図る。

(単位 人)

区分	年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
健康増進法に基づく特定健康診査		1,054	1,090	1,000	1012	1002
肺がん検診		20,748	17,071	19,015	20,712	26,732
胃がん検診		10,596	9,972	11,205	11,607	11,914
大腸がん検診		21,725	19,781	22,436	22,139	23,048
乳がん検診		14,403	13,137	13,783	13,789	14,946
子宮頸がん検診		注1) 24,275	注2) 24,258	注3) 27,009	注4) 25,747	注5) 27,449
胃がんリスク検査		-	-	729	684	1,028
節目年齢歯科健診		5	47	60	505	2,768

※がん検診は40歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性としている。注1)、注2)、注3)、注4)及び注5)には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ、2,680人、3,145人、3,066人、2,747人及び2,694人を含む。

※節目年齢歯科健診（旧：歯周病検診）は、令和元年（2019年）10月に事業開始。令和4年度から、40歳・50歳・60歳・70歳の市民を対象としている。令和6年度から対象者に20歳・30歳を追加。

(5) CKD（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成21年度（2009年）から、熊本市医師会や腎臓専門医などの関係機関との協働により、CKDの発症予防から悪化防止までの総合的な取り組みを行い、新規人工透析者数の減少、心血管疾患の発症予防を進めている。

(単位 人)

区分	年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
新規人工透析者数		264	260	278	260	212

※新規人工透析者数は、各年度の熊本市更生医療データより算出。

(6) 健康ポイント事業（健康づくり推進課）

住民の皆様が生涯を通して健康でいきいきと暮らせるよう、気軽に楽しみながら継続的に健康づくりができる環境づくりの一つとして「健康ポイント事業」の運営を行っている。本事業では、各種健診の受診やウォーキング等、日々の健康づくり活動を「健康ポイント」として貯めることができ、一定のポイント達成により抽選で賞品が当たるなどの仕組みによって、健康行動の習慣化を図っている。

また、令和6年度（2024年度）より、20市町村（熊本市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、美里町、玉東町、大津町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、天草市、苓北町）での共同実施に事業拡大し、実施市町村全域における健康なまちづくりの推進を目指している。

(単位 人)

区分	年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
アプリ登録者数		15,393	32,360	50,468	63,011	76,346

## (7) 結核対策事業（健康危機管理課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成19年（2007年）4月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、BCG予防接種は、「予防接種法」に統合された。

## ア 健康診断

(単位 人)

区分	年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
結核一般住民健診		16,194	13,312	14,787	16,464	21,316
BCG接種（乳幼児）		6,388	6,138	6,031	5,542	5,346
管理検診		185	174	178	117	126
接触者健診		692	780	594	427	839

## イ 患者管理

(単位 人)

区分	年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
結核患者登録数		185	137	117	95	92
新登録患者数		73	64	46	55	44
結核患者訪問指導		160	152	119	139	162
新登録患者中の入院勧告患者数		34	21	16	21	19

## (8) 感染症対策事業（感染症予防課）

## ア エイズ相談及びHIV検査

HIV感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びHIV検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・HIV検査の推移

(単位 件)

区分	年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
相談		1,184	332	583	672	708
検査		1,164	326	553	619	650

## イ 肝炎ウイルス検査

B型、C型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にB型、C型肝炎ウイルス検査を受けることができるように、医療機関に委託して検査を実施している。

肝炎ウイルス検査の推移

(単位 件)

区分	年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
医療機関	B型肝炎（HBs抗原）検査	1,687	1,605	1,570	1,457	2,216
	C型肝炎（HCV抗体）検査	1,701	1,632	1,578	1,475	2,227

(9) 予防接種事業（感染症予防課）

予防接種の状況

(単位 件)

区分 \ 年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
四種混合	25,512	25,172	24,057	22,329	22,549
二種混合	5,396	5,832	5,297	4,955	5,041
ポリオ(不活化ワクチン)	18	1	1	1	3
インフルエンザ	109,499	134,943	117,750	118,418	112,738
日本脳炎	34,185	33,395	21,653	27,687	25,039
麻疹風しん混合	12,873	12,808	12,191	11,588	11,473
子宮頸がん	492	1,640	3,903	6,551	9,603
ヒブ	24,689	25,286	22,955	22,483	21,028
小児用肺炎球菌	25,357	24,697	23,802	22,486	21,148
水痘	11,961	12,428	11,204	10,279	10,339
B型肝炎	18,543	18,323	17,924	16,848	15,708
ロタウイルス感染症	—	5,952	14,798	13,750	12,745
成人用肺炎球菌	6,919	8,148	6,978	5,634	6,771

※麻疹風しん混合は、麻疹単独ワクチンと風しん単独ワクチンを合わせて集計している。

※インフルエンザは、定期接種と行政措置の合計。別途、令和2年度(2020年度)は高齢者施設等職員に11,455件費用助成。

平成24(2012年)年11月から、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンが混合された四種混合ワクチンが導入された。(三種混合ワクチン販売中止により、四種混合と合わせて集計している。)

平成25年(2013年)4月から、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌が法定接種となった。

平成26年(2014年)10月から、水痘・成人用肺炎球菌の予防接種が法定接種となった。

平成28年(2016年)10月から、B型肝炎の予防接種が法定接種となった。

令和2(2020年)年10月から、ロタウイルス感染症の予防接種が法定接種となった。

令和4(2022年)年4月から、子宮頸がん予防接種の積極的勧奨の再開と積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対してキャッチアップ接種(令和4年度～令和6年度)が実施となった。

令和5年(2023年)4月から、子宮頸がんワクチンの9価ワクチンも公費で受けられるようになった。

2 健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっている。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健こども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めている。

(1) 救急医療制度(医療対策課)

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を維持し、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

ア 初期救急医療業務(年末年始を除く)

① 休日夜間急患センター

	休日夜間急患センター(熊本地域医療センター)	休日準夜急患診療所(熊本赤十字病院)
診療科目	小児科・内科・外科	小児科・内科・外科・整形外科
診療時間	毎夜間 小児科：午後6時から翌午前8時まで 内科・外科：午後6時から午後11時まで 休日昼間 午前8時から午後6時まで	休日夜間(午後6時から翌午前0時まで)

② 休日当番医制 ( )内は、1日あたり実施医療機関数

委託先	内容
熊本市医師会	診療科目 内科・外科(7)、小児科(1)、整形外科(1)、眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、産婦人科(1)
鹿本医師会	植木地区(1~2)

③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後6時から翌午前0時まで）及び休日（午前0時から翌午前0時まで）の救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療（熊本市歯科医師会委託）

当番医制により、休日夜間（午後6時から翌午前0時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤ 初期救急医療業務実績

区分		年度		H31(R1)	R2	R3	R4	R5
休日 夜間 急患 センター	地域医療センター	小児科(人)		14,279	5,102	6,811	8,117	11,322
		内科(人)		9,734	3,329	3,264	3,549	6,835
		外科(人)		2,068	1,027	1,142	1,463	1,338
		計(人)		26,081	9,458	11,217	13,129	19,495
		二次医療搬送(再掲)		1,220	756	759	747	733
	熊本赤十字病院	患者総数(人)		4,681	2,385	2,803	3,233	3,607
休日当番医制(人)			45,060	23,390	26,882	33,487	39,782	
(実施医療機関延数)			(990)	(848)	(829)	(816)	(766)	
救急調剤(件)			16,707	6,258	6,811	7,567	11,786	
休日夜間歯科診療(人)			143	81	102	115	131	

イ 初期救急医療業務（年末年始）

開設期間 12月30日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

項目	内容
① 休日夜間急患センター	熊本市医師会熊本地域医療センター 診療科目 小児科・内科・外科
② 休日当番医 (熊本市医師会委託)	診療科目 内科(5)、外科(3)、産婦人科(1)、耳鼻咽喉科(1)、眼科(1) ※内科・外科のうち泌尿器科(1)、小児科(3) ( )内は、1日あたり実施医療機関数
③ 救急調剤 (熊本市薬剤師会委託)	熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施
④ 休日夜間歯科診療 (熊本市歯科医師会委託)	当番医制により、一日あたり歯科(2)で歯科救急診療業務実施

年末年始診療実績

区分		年度		H31(R1)	R2	R3	R4	R5
診療実日数(日)				5	5	5	5	5
急 患 セ ン タ ー	小児科(人)			709	255	289	382	628
	内科(人)			942	337	305	413	972
	外科(人)			90	59	95	116	96
休日当番医(人)				6,818	3,058	3,418	4,978	5,121
救急調剤(件)				1,632	549	546	768	1,522
歯科当番医(人)				350	293	310	290	408

ウ 二次救急業務－病院群輪番制（通年）

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌午前8時まで）の重症患者の診療業務を5病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市民病院）の輪番制により実施。

(2) 医療安全相談窓口の設置運営 (医療対策課)

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応している。

- ・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成15年（2003年）11月4日

相談対応体制：専任相談員3名（看護師）・医療監視員（兼務）

- ・相談受付件数

(単位 件)

年度 相談区分	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
相談・問合せ	1,215	945	910	745	680
苦情相談	205	226	215	175	207
合計	1,420	1,171	1,125	920	887

(3) 献血推進協議会の設置 (医療対策課)

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成15年（2003年）7月30日に施行された。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の3本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されている。

このことにより、ボランティア団体等7団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいる。

- ・設置年月日（再編） 平成16年（2004年）4月1日

- ・熊本市の移動採血車による400ml献血者数

(単位 人)

年度 項目	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
目標者数	11,810	12,005	12,584	12,411	11,349
献血者数	10,170	9,722	9,779	9,357	9,608

(4) 地域福祉活動の推進 (健康福祉政策課)

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、こどもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。



## ア 社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成8年（1996年）4月1日より設置した。

（審議会の構成）

区 分	内 容
全体会	調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。
身体障害者福祉専門分科会	身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。 【審査部会】 ・身体障害者福祉専門分科会審査部会（身体障害者手帳の認定にあたり、障害の程度等に関して疑義が生じたものについて審査を行う。） ・熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会障害福祉施設整備及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・熊本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会高齢介護福祉施設整備等及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
民生委員審査専門分科会	民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・児童福祉専門分科会審査部会（児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。） ・熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会
地域福祉専門分科会	地域福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・成年後見制度利用促進協議会（成年後見制度の利用促進や対応困難ケースへの助言等を行う。）

## イ 地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

## ウ 在宅福祉センター

住民の福祉活動及び交流活動を推進するため、貸し館や福祉相談等を行う。

名 称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター
所 在 地	南区日吉1丁目4番15号	東区健軍本町31番20号
設 置 主 体	熊本市	熊本市
運 営 主 体	熊本市社会福祉事業団	東部福祉センター 管理運営共同企業体
開設年月日	平成5年（1993年）4月20日	平成6年（1994年）5月22日
開 館 時 間	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）
主 な 設 備	相談室 和室 調理室	会議室 調理室
	多目的ホール 談話室	多目的ホール 談話室

## (5) 民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

ア 地区別民生委員・児童委員数（定数1,469人、現員1,309人）

（令6.4.1現在）

性別（人）	地区					計
	中央区	東 区	西 区	南 区	北 区	
男	36	57	40	39	70	242
女	318	238	160	184	167	1,067
計	354	295	200	223	237	1,309

（主任児童委員143名を含む）

イ 民生委員・児童委員推薦制度

① 熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員10人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から市長が委嘱する。

- 校区社会福祉協議会代表、校区民生委員代表、校区自治会代表、
- 校区PTA代表（小学校）又は校区青少年健全育成協議会代表、
- 前各号に掲げるもののほか、校区の地域福祉活動に関わる団体の代表

・熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生委員・児童委員候補者を民生委員法第8条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生委員・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年）

② 熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、5名）

ウ 事業費補助金等（令和6年度（2024年度）予算）

・熊本市民生委員児童委員協議会に対する補助金	年額	7,676千円（5,225円×1,469人）
・熊本市民生委員児童委員協議会活動推進費補助金	年額	9,620千円（130千円×74団体）
・民生委員活動費（費用弁償）	年額	151,895千円（110千円/人）
・民生委員活動費（費用弁償会長加算分）	年額	877千円（11,840円×74人）

（6）社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢福祉課）

ア 主な福祉団体

名称	代表者	所在地	設置目的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	小山 登代子	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉の増進を図る
公益社団法人 熊本市シルバー 人材センター	西島 喜義	南区平成1丁目10-8 熊本市健康センター 平成分室2F	高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ その他の福祉関係団体

（健康福祉政策課・こども支援課・保育幼稚園課・高齢福祉課・障がい福祉課・保護管理援護課・こども家庭福祉課）

名称	代表者	所在地	設置目的
熊本市民生委員児童委員協議会	小山 登代子	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市校区社会福祉協議会連絡協議会	植村 米子	中央区大江4丁目12番3号 大江校区社会福祉協議会内	福祉の向上を図り住みよい社会づくりの構築を目指す
熊本市母子寡婦福祉連合会	川田 秀子	東区新生2-30-2-103	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	田辺 正信	北区清水本町16-10 熊本市健康センター 清水分室1F	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る

熊本市遺族連合会	田中 正宜	中央区紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	蒲島 郁夫	中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市原爆被害者の会	田尻 寛子	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター新町分室	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本県中国残留孤児等 対策協議会	三浦 一水	中央区城東町4番2号 ホテルキャッスル2F (熊本県日中協会内)	中国残留孤児等にかかる諸問題の解決に 寄与し、あわせて中華人民共和国との友好 親善に資することを目的とする
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	田中 満生	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民相互の助けあいを基調とし、地域福 祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部	大西 一史	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活 動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	西 恵美	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室内	熊本市の知的障害者（児）の社会人とし ての育成を図る
熊本市身体障害者 福祉協会連合会	多門 文雄	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更 生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設 連合会	甲斐 國英	東区渡鹿8丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向 上を図る
熊本市保育園連盟	上野 誠之	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、 保育園の資質の向上を図り、よりよい地域 福祉の発展に寄与することを目的とする

## (7) 指導監査（指導監査課）

## 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

令和5年度 社会福祉法人数	令和5年度 指導監査 実施法人数
180	51

		令和5年度 社会福祉施設数	令和5年度 実施施設数	
児童福祉施設	保育所	公立	19	
		私立	78	
		計	97	
	幼保連携型認定こども園		86	86
	母子生活支援施設		2	2
	乳児院・児童養護施設		6	6
	障がい児施設		7	7
	児童厚生施設	公立	11	11
		私立	2	2
		計	13	13
小計		211	211	
老人福祉施設	特別養護老人ホーム	54	28	
	養護老人ホーム	7	1	
	軽費老人ホーム(A型、ケアハウス)	18	8	
	小計	79	37	
障害者支援施設		14	14	
社会事業授産施設		1	0	
保護施設（救護施設）		1	0	
合計		306	262	

(8) 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・介護事業指導課・障がい福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

(令和6年度当初予算) 884,000千円

(令和5年度予算繰越) 270,465千円

(令和6年度対象施設数) 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計8カ所

(9) 福祉総合相談（各区役所福祉課、保護管理援護課）

ア 目的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなどして問題解決に向けた支援を行う。

イ 業務の内容

- ・福祉の総合相談に関すること
- ・女性のための相談に関すること（女性支援事業）
- ・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ 職員の配置（令和6年（2024年）4月1日現在）

各区役所福祉課福祉相談班職員

家庭・女性相談員 7人

エ 利用状況（令和5年度（2023年度）実績）

- ・福祉の総合相談  
福祉一般に関する総合相談 1,322件

・女性のための相談 (単位 件)

夫等	夫等（交際相手）からの暴力	621	経済関係	生活困窮	31
	薬物中毒・酒乱	0		サラ金・借金	3
	離婚問題	97		求職	2
	その他	52		その他	20
子ども	養育困難	23	住居問題		18
	その他子どもの問題	70	医療関係	病気	8
親族	親の暴力	103		精神的問題	29
	その他親族の問題	51		妊娠・出産	3
人間関係	男女問題	4	その他	4	
	家庭不和	40	その他	38	
	その他	22	合計	1241	

・子どものための相談

(単位 件)

養護	障害・発達	学校生活等	非行	育成	生活環境	その他	合計
21	10	1	1	2	454	4	493

### 3 社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められている。これに対し、平成12年度（2000年度）から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められている。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければならない。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めている。

#### (1) 介護保険（平成12年度（2000年度）事業開始）（介護保険課）

##### ア 対象者

(令6.3.31現在)

第1号被保険者数	65歳以上75歳未満	91,899 人
	75歳以上	107,485 人
	合 計	199,384 人
第1号被保険者のいる世帯数		144,123 世帯
40歳以上65歳未満者数		241,168 人

##### イ 要介護（要支援）認定

①介護認定審査会	委 員	251名
	(構成)・医療関係者	96名
	・保健関係者	51名
	・福祉関係者	104名

② 審査件数 33,065件：令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日

##### ③ 要介護（支援）認定の状況

(令6.3.31現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	6,383	5,700	9,348	6,379	4,722	4,627	2,962	40,121
65歳以上 75歳未満	710	676	811	677	419	411	321	4,025
	5,673	5,024	8,537	5,702	4,303	4,216	2,641	36,096
第2号被保険者	86	100	156	138	87	77	78	722
合 計	6,469	5,800	9,504	6,517	4,809	4,704	3,040	40,843

##### ウ 介護サービス利用の状況

##### ① 居宅介護（支援）サービス受給者

(令6.3.31現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	2,817	3,696	0	7,526	5,697	3,159	2,469	1,407	26,771
第2号被保険者	39	65	0	110	145	61	54	50	524
合 計	2,856	3,761	0	7,636	5,842	3,220	2,523	1,457	27,295

##### ② 地域密着型サービス受給者

(令6.3.31現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	36	50	0	1,566	1,251	1,147	974	666	5,690
第2号被保険者	0	0	0	14	20	9	17	13	73
合 計	36	50	0	1,580	1,271	1,156	991	679	5,763

③ 施設サービス受給者

(令6.3.31現在) (単位 人)

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合 計
第1号被保険者	1,839	1,731	49	538	4,157
第2号被保険者	13	11	0	6	30
合 計	1,852	1,742	49	544	4181

エ 保険料

①令和6年度(2024年度)保険料段階

段階	対象者		料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者		0.285	1,824円	21,888円
	老齢福祉年金(※1)の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合				
第2段階	本人が市民税非課税	本人の「公的年金等収入金額(※2)」と「合計所得金額(※3)－譲渡特別控除額(※4)－公的年金等所得金額(※5)」の合計が80万円以下の場合	0.37	2,368円	28,416円
		本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合			
		本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合			
第3段階	本人が市民税非課税	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.645	4,128円	49,536円
第4段階		本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.875	5,600円	67,200円
第5段階(基準段階)	世帯課税	本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合	1	6,400円	76,800円
第6段階	本人が市民税課税	120万円未満の場合	1.1	7,040円	84,480円
第7段階		120万円以上210万円未満の場合	1.3	8,320円	99,840円
第8段階		210万円以上320万円未満の場合	1.5	9,600円	115,200円
第9段階		320万円以上420万円未満の場合	1.7	10,880円	130,560円
第10段階		420万円以上520万円未満の場合	1.9	12,160円	145,920円
第11段階		520万円以上620万円未満の場合	2.1	13,440円	161,280円
第12段階		620万円以上720万円未満の場合	2.3	14,720円	176,640円
第13段階		720万円以上820万円未満の場合	2.5	16,000円	192,000円
第14段階		820万円以上920万円未満の場合	2.7	17,280円	207,360円
第15段階		920万円以上の場合	2.9	18,560円	222,720円

※第1段階～第3段階までの料率は、公費投入により軽減されている

(※1) 老齢福祉年金：明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方などに支給される年金。

(※2) 公的年金等収入額：前年の税法上課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれない。

(※3) 合計所得金額：収入金額から必要経費などに相当する金額を差し引いた金額の合計額(各種控除前の金額。合計所得金額が0を下回った場合には0とみなす)。第1段階～第5段階の方においては、給与所得がある場合、所得金額調整控除前の給与所得金額から10万円を控除した金額。

(※4) 譲渡特別控除額：土地、建物等の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額。

(※5) 公的年金等所得金額：公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた所得金額。

② 保険料賦課収納の状況

(令 6.4.1 現在)

年度		区分	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
現年度分	保険料賦課額 (円)		14,494,464,724	14,272,645,440	13,674,878,619	13,805,073,871	13,949,379,775
	保険料収納額 (円)		14,302,097,074	14,104,178,918	13,533,258,069	13,669,870,107	13,824,389,091
	収 納 率 (%)		98.67	98.82	98.96	99.02	99.10
過年度分	保険料賦課額 (円)		511,272,400	471,411,625	417,031,613	350,523,173	316,620,578
	保険料収納額 (円)		82,099,992	67,054,696	77,144,502	51,415,982	49,229,213
	収 納 率 (%)		16.06	14.22	18.50	14.67	15.55
計	保険料賦課額 (円)		15,005,737,124	14,744,057,065	14,091,910,232	14,155,597,044	14,266,000,353
	保険料収納額 (円)		14,384,197,066	14,171,233,614	13,610,402,571	13,721,286,089	13,873,618,304
	収 納 率 (%)		95.86	96.11	96.58	96.93	97.25

オ 事業者

① 居宅サービス事業者等

(令 6.4.1 現在)

介護サービス 事業所数 (保険医療機関又は保険薬 局のみなし指定を除く。)	居宅サービス事業所数			
	・訪問介護	273 事業所	・訪問入浴	4 事業所
	・訪問看護	160 事業所	・訪問リハ	10 事業所
	・居宅療養管理指導	0 事業所	・通所介護	167 事業所
	・通所リハ	29 事業所	・福祉用具貸与	67 事業所
	・特定福祉用具販売	62 事業所	・短期入所生活	50 事業所
	・短期入所療養	3 事業所	・特定施設入居者生活介護	43 事業所
	居宅介護支援事業所数			
	・居宅介護支援事業所	260 事業所		

※保険医療機関及び保険薬局については、一部の介護サービスの指定があったものとみなされ、サービスを提供することができる。(保険医療機関の場合は、訪問看護、居宅療養管理指導、短期入所療養、訪問リハ又は通所リハに限る。保険薬局の場合は居宅療養管理指導に限る。)

② 地域密着型サービス事業者

(令 6.4.1 現在)

介護サービス 事業所数	地域密着型サービス事業所数			
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7 事業所	・夜間対応型訪問介護	0 事業所
	・地域密着型通所介護	133 事業所	・認知症対応型通所介護	32 事業所
	・小規模多機能型居宅介護	49 事業所	・認知症対応型共同生活介護	80 事業所
	・地域密着型特定施設入居者生活介護	1 事業所	・地域密着型介護老人福祉施設	20 施設
	・看護小規模多機能型居宅介護	7 事業所		

③ 施設サービス事業者

(令 6.4.1 現在)

介護保険施設	施設数	床数
① 介護老人福祉施設	36	2,024
② 介護老人保健施設	27	2,021
③ 介護医療院	18	782

カ 介護（予防）給付費

(単位 円)

年度		H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
区分						
居宅サービス	訪問通所系	19,956,128,496	20,256,834,891	20,903,055,601	20,776,594,293	21,948,971,849
	短期入所系	1,426,643,905	1,236,307,306	1,150,648,498	1,096,405,201	1,123,477,399
	その他	7,413,792,322	7,747,130,858	7,988,734,391	8,327,867,277	6,434,096,526
	福祉用具購入	93,442,540	99,414,969	93,179,041	96,618,661	108,649,279
	住宅改修	229,167,628	214,206,670	205,557,371	194,751,384	201,895,638
	小計	29,119,174,891	29,553,894,694	30,341,174,902	30,492,236,816	29,817,090,691
施設サービス	介護老人福祉施設	5,901,629,943	6,076,566,393	6,083,552,955	5,955,068,890	5,947,516,453
	介護老人保健施設	6,168,172,458	5,974,333,681	6,015,152,832	6,010,311,284	6,001,542,519
	介護療養型医療施設	1,856,938,779	※934,744,421	667,110,970	344,185,815	176,747,129
	介護医療院	514,272,033	1,613,748,949	1,789,943,937	2,035,799,322	2,403,288,037
	小計	14,441,013,213	14,599,393,444	14,555,760,694	14,345,365,311	14,529,094,138
地域密着型サービス		10,429,351,947	10,590,713,892	10,590,713,892	11,244,019,911	11,545,827,255
計		53,989,540,051	54,744,002,030	55,683,206,375	56,081,622,038	58,165,280,205
高額介護サービス費		1,449,401,268	1,532,963,717	1,503,309,057	1,494,441,716	1,571,392,530
高額医療合算介護サービス費		162,648,612	205,612,299	201,455,858	202,000,774	200,837,786
審査支払手数料		66,090,904	72,358,438	74,700,567	76,565,566	79,442,809
特定入所者介護サービス費		1,514,244,411	1,533,448,248	1,298,770,824	1,116,920,578	1,107,574,147
合計		57,181,925,246	58,088,384,732	58,761,442,681	58,971,550,672	61,124,527,477

※7月豪雨災害概算請求分 588,830円含む

キ 地域密着型サービス（平成18年度（2006年度）より実施）

サービス種類	サービス内容	備考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせ、サービスの提供を行う。	予防有
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービス提供を行う。	対象 要介護1以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。	対象 要介護1以上
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせ、サービスの提供を行う。	対象 要介護1以上
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模なデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	対象 要介護1以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	予防有
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある要介護者等に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象 要支援2以上
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う。	対象 要介護3以上
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練及び療養上の支援を行う。	対象 要介護1以上



## ク 地域支援事業（平成18年度（2006年度）より実施）

## ① 介護予防・生活支援サービス事業（平成29年度（2017年度）より実施）

事業の種類	事業の内容
介護予防訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
生活援助型訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活援助を行う。
介護予防通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで入浴や食事などの提供や機能訓練を日帰りで行う。
運動型通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで機能訓練を日帰りで行う。（1日あたり3時間未満）
地域支え合い型訪問サービス	利用対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。（令和元年度より実施）
地域支え合い型移動支援サービス	利用対象者が通院や買い物等をする場合における住民主体による送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎。（令和元年度より実施）
地域支え合い型通所サービス	住民主体による利用対象者を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場の運営及び送迎。（令和元年度より実施）
短期集中予防サービス	利用対象者の主にフレイル状態の改善を目的として、短期的に「運動機能向上」「口腔機能向上」「栄養改善」の3つのプログラムを組み合わせで行う。（令和元年度より実施）

## ② 一般介護予防事業

事業の種類	事業の内容
介護予防把握事業	相談窓口等で閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組や自立支援に向けたケアマネジメントを推進するために、住民主体の介護予防活動の場等にリハビリテーション専門職を派遣する。

## ③ 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
地域包括支援センター運営事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを各区及び各地域包括支援センターに配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築する。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

## ④ 任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者が真に必要とする過不足のないサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。
家族介護支援事業	要介護高齢者を在宅で介護する家族等を対象とし、介護に必要な紙おむつ等を支給するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

(2) 国民健康保険 (昭和34年(1959年)7月1日事業開始) (国保年金課)

ア 世帯数及び被保険者数

(各年度3月31日現在)

区分	年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
総世帯数		343,880	347,828	350,186	354,826	358,743
被保険者世帯数		96,975	96,334	94,306	94,306	90,195
加入率 (%)		28.20	27.70	26.93	26.58	25.14
総人口		730,658	730,648	729,195	729,058	728,677
被保険者数		152,570	149,630	144,363	144,363	133,844
加入率 (%)		20.88	20.48	19.80	19.80	18.37

イ 保険料賦課徴収状況

区分	年度	R3			R4			R5		
		医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分
現年度分	調定額 (円)	10,780,236,059	1,066,880,270	2,973,933,875	10,507,139,820	1,039,785,081	2,902,727,105	10,132,445,678	1,001,190,046	2,823,437,026
	収入済額 (円)	9,917,385,292	958,732,383	2,738,070,870	9,665,987,082	931,694,638	2,672,356,894	9,338,777,453	899,259,463	2,605,699,347
	収納率 (%)	92.00	89.86	92.07	91.99	89.60	92.06	92.17	89.82	92.29
過年度分	調定額 (円)	2,463,939,627	322,389,841	660,770,591	2,142,698,778	276,459,685	575,594,293	1,851,175,995	239,411,856	501,980,356
	収入済額 (円)	338,518,053	44,002,752	91,704,070	253,122,939	33,574,443	68,860,498	225,201,020	29,369,870	61,690,658
	収納率 (%)	13.74	13.65	13.88	11.81	12.14	11.96	12.17	12.27	12.29
計	調定額 (円)	13,244,175,686	1,389,270,111	3,634,704,466	12,649,838,598	1,316,244,766	3,478,321,398	11,983,621,673	1,240,601,902	3,325,417,382
	収入済額 (円)	10,255,903,345	1,002,735,135	2,829,774,940	9,919,110,021	965,269,081	2,741,217,392	9,563,978,473	928,629,333	2,667,390,005
	収納率 (%)	77.44	72.18	77.85	78.41	73.34	78.81	79.81	74.85	80.21
賦課期日		4月1日			4月1日			4月1日		
徴収回数		10			10			10		
保険料額	1人当り (円)	91,742	30,499	25,178	91,206	29,947	25,079	75,703	23,368	21,095
	1世帯当り									
	最高 (円)	630,000	170,000	190,000	650,000	170,000	200,000	650,000	170,000	220,000
	最低 (円)	18,210	4,620	4,980	18,210	4,620	4,980	18,210	4,620	4,980
	平均 (円)	140,438	35,517	38,542	137,146	34,667	37,711	112,339	26,915	31,304
保険料率	所得割 (%)	8.34	2.04	2.27	8.34	2.04	2.27	8.34	2.04	2.27
	均等割 (円)	35,100	15,400	9,600	35,100	15,400	9,600	35,100	15,400	9,600
	平等割 (円)	25,600	-	7,000	25,600	-	7,000	25,600	-	7,000
算定割	所得割 (%)	54.93	52.82	54.60	55.47	54.15	56.13	55.69	56.23	56.44
	均等割 (%)	31.18	47.18	31.79	30.65	45.85	30.06	30.20	43.76	29.69
	平等割 (%)	13.89	-	13.61	13.88	-	13.81	14.10	-	13.86
財政状況	歳入 (円)	79,233,584,667			78,644,464,642			77,776,080,190		
	歳出 (円)	77,765,253,714			76,581,419,375			76,427,254,759		
	単年度収支額 (円)	1,069,641,990			594,714,314			△ 714,219,836		
	累積収支額 (円)	1,468,330,953			2,063,045,267			1,348,825,431		

## ウ 給付状況

区分		年度				
		H31(R1)	R2	R3	R4	R5
給付割合	一般被保険者(割)	7	7	7	7	7
	70歳以上一般(割)	8	8	8	8	8
	70歳以上現役並(割)	7	7	7	7	7
	未就学児(割)	8	8	8	8	8
諸療養費	件数	2,574,681	2,352,756	2,437,911	2,432,566	2,409,953
	費用(円)	63,398,852,220	60,788,309,522	62,811,109,575	62,144,499,701	60,987,595,639
一時金 出産育児	件数	616	590	535	443	408
	費用(円)	261,819,547	247,866,891	224,355,146	185,218,935	198,146,861
	1件当たり給付額(円)	420,000 (産科医療補償制度未加入: 404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入: 404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入: 404,000) ※R4.1から408,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入: 408,000)	500,000 (産科医療補償制度未加入: 488,000) ※R5.4から488,000)
葬祭費	件数	823	834	800	921	852
	費用(円)	16,460,000	16,680,000	16,000,000	18,420,000	17,040,000
	1件当たり給付額(円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
合計給付計費	件数	2,576,120	2,354,180	2,439,246	2,433,930	2,411,213
	費用(円)	63,677,131,767	61,052,856,413	63,051,464,721	62,348,707,701	61,202,782,500
きあゆもうま は術り	件数	26,918	23,284	23,492	21,486	19,171
	費用(円)	26,918,000	23,284,000	23,492,000	21,486,000	19,171,000
	1件当たり給付額(円)	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000
		—	—	—	—	—

## エ 診療費・諸率

区分		年度				
		H31(R1)	R2	R3	R4	R5
受診率(%)		1,135.63	1,051.98	1,117.16	1,148.58	1,175.85
1件当たり日数		2.1	2.0	2.0	2.0	1.9
1件当たり費用額(円)		29,926	31,480	31,424	31,423	31,028
1人当たり費用額(円)		339,843	331,158	351,058	360,915	364,844
1人当たり受診日数		23	22	22	23	23
1日当たり費用額(円)		14,567	15,369	15,667	16,034	15,988

## オ 収納率向上対策

- ・保険料督促及び催告業務による未納対策
- ・滞納処分の拡大・強化
- ・民間委託による収納業務及びコールセンターの運営
- ・分割納付の進行管理の徹底
- ・納付相談機会の拡充
- ・資格適正化の強化
- ・口座振替の推進(ペイジー口座振替受付サービス・Web口座振替受付サービスの実施)
- ・コンビニエンスストア収納の導入
- ・スマホ決済の導入(PayB、PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い、auPAY請求書支払い、楽天銀行コンビニ支払サービス〈アプリで払込票支払〉、d払い請求書払い、楽天ペイ請求書払い)

(3) 後期高齢者医療制度（平成20年（2008年）4月1日より広域連合にて実施）

ア 対象者

- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する75歳以上の者
  - ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記1～4参照）
1. 身体障害者手帳1級、2級、3級及び4級の一部
    - ※4級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが入力されている者。
      - ・音声、言語機能の著しい障がい
      - ・両下肢のすべての指を欠く
      - ・一下肢の下肢1／2以上を欠く
      - ・一下肢の機能の著しい障がい
  2. 療育手帳A1、A2
  3. 国民年金などの障害年金1級、2級
  4. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

イ 後期高齢者保険料賦課徴収状況

区分		R3		R4		R5	
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現年度分	調定額(円)	4,294,266,400	3,291,812,800	4,532,703,200	3,691,229,900	4,669,811,300	3,810,813,800
	収入済額(円)	4,294,266,400	3,237,870,604	4,532,703,200	3,628,122,031	4,669,811,300	3,747,654,762
	収納率(%)	100	98.36	100	98.29	100	98.34
過年度分	調定額(円)	—	100,077,085	—	98,753,700	—	112,401,353
	収入済額(円)	—	28,392,887	—	23,922,301	—	25,149,271
	収納率(%)	—	28.37	—	24.22	—	22.37
計	調定額(円)	4,294,266,400	3,391,889,885	4,532,703,200	3,789,983,600	4,669,811,300	3,923,215,153
	収入済額(円)	4,294,266,400	3,266,263,491	4,532,703,200	3,652,044,332	4,669,811,300	3,772,804,033
	収納率(%)	100	96.30	100	96.36	100	96.17

(4) 国民年金（昭和34年（1959年）11月1日施行）（国保年金課）

ア 拠出年金被保険者状況

（各年度末現在）（単位 人）

区分		年度				
		H31(R1)	R2	R3	R4	R5
被保険者	第1号被保険者	90,979	87,417	84,968	83,047	81,987
	任意加入被保険者	1,089	1,002	1,002	984	927
	第3号被保険者	46,674	43,496	42,083	39,534	37,557
	合計	138,742	131,915	128,053	123,565	120,471
免除者保険料	法定免除	9,527	9,662	9,640	9,749	9,871
	申請免除	18,765	18,792	19,097	18,123	17,500
	納付猶予	3,679	3,514	3,526	3,388	3,331
	学生納付特例	12,302	12,536	11,937	11,721	11,406
	合計	44,273	44,504	44,200	42,981	42,108
免除率(%)		48.0	48.7	52.0	51.8	51.4

## イ 年金受給者及び支給年金額

(各年度末現在) (単位 人/千円)

区分	年度	R3		R4		R5	
		受給者	年金額	受給者	年金額	受給者	年金額
老 齢 年 金		1,618	801,779	1,306	642,056	1,035	512,745
通算老齢年金		1,428	354,975	1,103	273,901	839	210,199
老 齢 基 礎 年 金		183,856	121,260,192	186,247	122,521,740	188,705	126,772,845
障 害 年 金		198	174,336	178	156,532	163	145,055
障 害 基 礎 年 金		15,297	13,131,966	15,652	13,380,303	16,010	13,960,625
遺 族 基 礎 年 金		1,271	986,018	1,289	996,694	1,309	1,027,763
寡 婦 年 金		75	29,327	73	27,755	82	31,052
計		203,743	136,738,593	205,848	137,998,981	208,143	142,660,284

※支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

## ウ 国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくするための情報提供等、広報活動を推進する。

- ・ 市政だより、熊本市ホームページ掲載
- ・ 区役所・総合出張所内ポスター掲示

(5) 生活保護（各区役所保護課、保護管理援護課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア 保護状況

区分		年度				
		H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
生活扶助	世帯	11,130	11,179	11,130	11,271	11,262
	人員	13,979	13,884	13,979	13,903	13,773
	金額(千円)	6,873,686	6,772,465	6,873,686	6,786,480	6,688,035
住宅扶助	世帯	10,613	10,664	10,613	10,768	10,787
	人員	13,463	13,357	13,463	13,379	13,275
	金額(千円)	3,571,042	3,582,615	3,571,042	3,604,930	3,587,333
教育扶助	世帯	481	450	481	428	398
	人員	829	696	829	670	618
	金額(千円)	87,764	79,482	87,764	75,274	70,028
医療扶助	世帯	10,193	10,241	10,193	10,289	10,267
	人員	11,789	11,818	11,789	11,825	11,782
	金額(千円)	14,351,050	14,369,734	14,351,050	13,716,316	14,640,392
介護扶助	世帯	2,826	2,902	2,826	2,948	3,027
	人員	2,901	2,972	2,901	3,010	3,063
	金額(千円)	575,682	565,528	575,682	599,691	609,910
出産扶助	世帯	0.9	0.6	0.9	0.7	0.8
	人員	0.9	0.6	0.9	0.7	0.8
	金額(千円)	1,700	968	1,700	1,173	1,486
生業扶助	世帯	233	219	233	190	180
	人員	265	251	265	218	207
	金額(千円)	42,659	39,094	42,659	36,412	33,876
葬祭扶助	世帯	23	27	23	27	25
	人員	23	27	23	27	25
	金額(千円)	54,770	64,678	54,770	62,545	57,548
保護施設事務費(千円)		344,513	329,096	330,897	325,167	364,301
就労自立給付金(千円)		4,954	3,758	3,757	4,060	4,900
進学準備給付金(千円)※		4,300	8,300	4,200	8,200	3,500
実数	世帯	11,968	12,019	11,968	12,082	12,077
	人員	15,034	14,932	15,034	14,912	14,777
	金額(千円)	25,899,507	25,813,418	25,899,507	25,220,248	26,061,309

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。

イ 保護率の推移（年度平均）

区分		年度				
		H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
		‰	‰	‰	‰	‰
市		20.45	20.36	20.24	20.22	20.04
県		14.09	14.03	13.97	14.08	14.03

※県の保護率は熊本市分を含む熊本県全体の値。

ウ 保護措置状況

区分		年度				
		H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
申請件数		2,106	2,055	2,097	2,154	2,048
開始件数		1,829	1,722	1,810	1,862	1,777
却下・取下件数		297	342	316	271	257
廃止件数		1,866	1,636	1,777	1,812	1,784

## エ 世帯の労働力類型別被保護世帯

(令和5年度月平均)

就 業 別	世 帯 数	構 成 比
世帯主が働いている世帯	1,182	9.0
常用勤労者	916	6.9
日雇労務者	119	0.9
内職者	26	0.2
その他の就業者	121	0.9
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	189	1.4
働いている者のいない世帯	10,658	80.7
合 計	13,211	100

※ 保護停止世帯を除く

## オ 保護施設

(令和6.3.31現在)

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀杏寮	社会福祉法人	坂本 政治	西区春日5丁目17-36	昭35.12	60	60
授産	熊本授産場	社会福祉法人	荒木 真由美	中央区本荘2丁目3-8	昭27.5	30	5
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	木村 哲也	西区上熊本2丁目11-24	昭27.4	75	0

## (6) 生活困窮者自立支援制度（保護管理援護課）

平成27年（2015年）4月からの生活困窮者自立支援事業施行開始に伴い、本市では、福祉事務所設置自治体の必須事業である「自立相談支援事業」及び「住居確保に係る給付金の支給」はもとより、家計の収支を評価し、債務整理への手続支援や貸付の斡旋を行う「家計改善支援事業」、一定の住居を持たない生活困窮者に対して有期で宿泊場所・衣食の提供を行う「一時生活支援事業」、就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための訓練を行う「就労準備支援事業」、親から子への「貧困の連鎖」防止のため、生活保護世帯の中学生の高校進学及び高校中退防止に向けた支援を行う「学習支援事業」の任意事業についても実施している。

## ア 自立相談支援事業（必須事業）（委託先：社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会）

※H29～ ホームレス巡回相談も含めて委託。

年度	相談件数(延べ) ※新規・継続	新規支援者数(実数) ※相談のみ含む。	新規就労者数(実数) ※プラン作成者以外も含む。	自立による 支援終結者数(実数) ※継続支援者を含む。
H31(R1)	3,789件	523人 (うち要支援者157人)	59人	112人
R2	18,103件	5,233人 (うち要支援者157人)	118人	2,382人
R3	20,182件	3,894人 (うち要支援者1,847人)	105人	768人
R4	14,333件	1,656人 (うち要支援者580人)	78人	346人
R5	11,277件	1,336人 (うち要支援者336人)	58人	197人

※要支援者：支援プランの作成者及び他の関係機関へのつなぎ支援を行った方。

イ 家計改善支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会）

年度	相談件数（延べ） ※新規・継続	支援決定者数（実数）	プラン作成件数
H31(R1)	1,042 件	27 名	47 件
R2	7,367 件	24 名	42 件
R3	8,678 件	48 名	90 件
R4	4,215 件	53 名	75 件
R5	3,965 件	28 名	55 件

※ア 自立相談支援事業と一体的に実施。

※H30年（2018年）10月の法改正により、家計相談支援事業から家計改善支援事業へ名称変更。

ウ 一時生活支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人 グリーンコープ）

年度	入所者数 （実数）	入所日数 （延べ）	就労者数 （実数）
H31(R1)	15 名	904 日	8 名
R2	21 名	1,590 日	8 名
R3	14 名	486 日	2 名
R4	11 名	673 日	2 名
R5	9 名	617 日	4 名

※各年度3月末時点で入居中であった者については3月末までの利用日数を計上。

エ 就労準備支援事業（任意事業）（委託先：特定非営利活動法人 おーさあ）

年度	利用者数（実数）	就労者数（実数）	就労率
H31(R1)	22 名	17 名	77%
R2	20 名	18 名	90%
R3	24 名	18 名	75%
R4	21 名	13 名	62%
R5	18 名	10 名	56%

オ こどもの学習支援事業（任意事業）（委託先：株式会社 トライグループ）

年度	中1	中2	中3	高校生	参加者 計	中3のうち 高校進学者数	進学率
H31(R1)	8 名 (3 名)	16 名 (12 名)	31 名 (16 名)	5 名 (2 名)	60 名 (33 名)	(16 名)	100%
R2	8 名 (3 名)	7 名 (7 名)	23 名 (13 名)	6 名 (5 名)	44 名 (33 名)	(13 名)	100%
R3	15 名 (14 名)	17 名 (14 名)	22 名 (19 名)	4 名 (3 名)	58 名 (50 名)	(19 名)	100%
R4	9 名 (9 名)	18 名 (16 名)	29 名 (29 名)	5 名 (4 名)	61 名 (58 名)	(29 名)	100%
R5	13 名 (13 名)	15 名 (14 名)	31 名 (29 名)	7 名 (5 名)	66 名 (61 名)	(29 名)	100%

※H30年度（2018年度）までは委託先が特定非営利活動法人 ワークスコープ

※H31年度（2019年度）以降のカッコ内は最後まで支援を続けられた人数



#### 4 高齢者福祉（高齢福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、令和5年（2023年）10月1日現在で27.18%となっており、今後も更なる高齢化の進展が見込まれる中、高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支えあいながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会を目指している。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいをづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めていく。

##### （1）高齢者人口の推移

（各年度10月1日現在推計）

区分	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
65歳～69歳		48,935	47,449	46,322	45,202	44,646
70歳以上		140,939	145,394	149,341	152,122	154,253
計		189,874	192,843	195,663	197,324	198,899
全人口に対する割合（%）		25.89	26.33	26.73	26.98	27.18%

##### （2）高齢者団体支援

###### ア 高齢者の就業促進（シルバー人材センター事業助成）

目的 臨時的就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

事業内容 原則として60歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。

設立年月日 昭和63年（1988年）2月1日認可

実施主体 公益社団法人熊本市シルバー人材センター

登録人員 2,343人（令和6年（2024年）3月31日現在）

就業実人員 1,770人（令和5年度（2023年度））

令和5年度予算 40,800千円

###### イ 老人クラブ助成状況

区分	内容
①老人クラブ活動助成金	助成基準 おおむね30人以上が登録し、9カ月以上活動したクラブ（年度途中結成のクラブは6カ月以上） 助成金 年額 48,000円
②健康増進助成金	金額 1クラブ当たり 年額 5,000円
③老人クラブ新規結成助成金	金額 1クラブ当たり 年額 20,000円

###### 助成実績

区分	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
老人クラブ助成対象数		524	520	503	472	454
会員数		22,689	22,353	20,651	18,465	17,205
助成金支出額（円）		27,812,000	27,540,000	26,614,189	24,983,944	24,062,000

(3) おでかけICカード交付 (高齢福祉課・障がい福祉課)

(平成8年(1996年)10月1日開始)

- 目的 高齢者・障がい者の社会参加に寄与する。
- 対象者 {  
 ・70歳以上の人  
 ・身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳(A1・A2・B1)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の所持者
- 事業内容 バス(産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス)、電車(市、電鉄)の市内区間での乗降が割引となるおでかけICカードを交付する。
- 令和5年3月末交付者数 96,773人(高齢者と障がい者の合算値)

(4) 敬老祝品 (平成10年(1998年)4月1日開始)

- 目的 高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。
- 対象者 次に掲げる者であって、本市に居住している者。  
 当該年度に100歳の誕生日を迎える者。(令和5年度実績306人、1,942千円)  
 当該年度の市内最高齢者 男女6名 (令和5年度実績54千円)

(5) 高齢者の健康支援施設管理運営

ア 介護予防事業推進のための施設

- 目的 健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援や、介護知識や介護方法等の普及啓発等により、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、生き生きと健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する。
- 事業概要 ・健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援 学習講座、体操教室 等  
 ・介護知識、介護方法等の普及 各種相談事業、講演会、実習講座  
 ・ボランティア活動の推進 介護ボランティア教室、点字・手話教室 等  
 ・地域交流及び世代間交流の推進 祭りや地域交流などの各種イベント 等
- 施設概要 「(10)施設」ウに別途掲載

イ 老人農園 (昭和51年度(1976年度)開始)

- 目的 土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10㎡程度貸与する。
- 対象者 60歳以上の人
- 農園数 3カ所 (令6.4.1現在)

農園名	所在地	開設年月日	面積
健軍老人農園	東区湖東1丁目24 東区健軍4丁目1550-15	昭53. 6. 1	768㎡
若葉老人農園	東区若葉4丁目153・218・243	昭54. 10. 1	2,731㎡
島崎老人農園	西区島崎5丁目502・503	昭54. 11. 1	473㎡

## (6) ひとり暮らし高齢者対策

名 称	目 的	内 容
ア 高齢者安心支援事業 (平成3年度開始)	一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。	対象者 おおむね65歳以上の一人暮らし等の要介護高齢者 貸与・給付台数 545台(令和5年度末) 令和6年度予算 26,103千円
イ 寝具乾燥 (昭和53年度開始)	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度障がい者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。	対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、本人及び家族で寝具類の衛生管理が困難な世帯。 事業内容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。 利用者数 239人(令和5年度) 令和6年度予算 2,732千円

## (7) 在宅高齢者生活支援

## ア 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

目 的 高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対 象 者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯(夫婦一方が60歳以上であればよい)又は60歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者
- (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

利 用 状 況

(令6.3.31現在)

住宅名	項目	開設時期	戸数	補助員数
県営水源団地		H 4.4.1	30	1
市営出水団地		H 8.4.1	70	3
市営南部中央団地		H12.6.1	20	1
市営白藤団地		H14.4.1	50	2
市営楠団地		H11.12.1~H15.7.25	164	4
合 計			334	11

## イ 住宅改造費助成事業(平成9年(1997年)5月1日開始)

※障がい者福祉の項目に記載

## (8) 家族介護支援

名 称	目 的	内 容
高齢者介護用品支給事業	在宅で重度(要介護認定で要介護区分が4・5)の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図る。	事業内容 在宅で重度(要介護認定で要介護区分が4・5)の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族(市民税非課税世帯)に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。 対象者数 227人(令和5年度) 令和6年度予算 14,400千円

(9) 老人ホーム入所者数

(令6.4.1現在)

区 分	施設数(市内)	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	7	440	275

(10) 施 設

ア 老人福祉センター

名 称	東老人福祉センター	北老人福祉センター	天明老人福祉センター
所 在 地	東区健軍本町31番20号	北区八景水谷1丁目2番6号	南区銭塘町2172番地
運 営 主 体	東部福祉センター管理運営共同企業体	パブリック・オカムラ管理運営共同企業体	パブリック・オカムラ管理運営共同企業体
開設年月日	昭和46年(1971年)4月1日 (平成6年5月22日改築)	昭和48年(1973年)10月22日	平成3年(1991年)9月8日
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
主 な 設 備	娯楽室 浴室男女各1 事務室 相談室	集会室 娯楽室 談話室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室	大広間 多目的ホール 浴室男女各1 和室 食堂 事務室

名 称	西里老人福祉センター	城南老人福祉センター	富合老人福祉センター
所 在 地	北区徳王町870番地	南区城南町宮地1050番地	南区富合町木原2319番地
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	パブリック・オカムラ管理運営共同企業体	パブリック・オカムラ管理運営共同企業体
開設年月日	平成7年(1995年)10月1日	平成22年(2010年)3月23日 (令和3年4月1日移転)	昭和50年(1975年)3月31日
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
主 な 設 備	集会室 多目的ホール 浴室男女各1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室	集会室 浴室男女各1 教養娯楽室 事務室	大広間 会議室 浴室男女各1 作業室 図書室 保健衛生室

利 用 状 況

(令和5年度(2023年度))

施設名 区分	東	西	南	北	川上	河内	天明	西里	城南	富合	計
利用者	15,413	3,86	4,869	14,435	5,566	3,820	3,005	4,726	15,292	8,829	79,816
1日平均 利用者	53	14	17	51	20	13	10	17	53	31	278
使用料収入 (円)	268,500	0	133,900	0	290,400	335,000	164,400	158,500	223,600	145,000	1,719,300

イ 老人憩の家(昭和48年度(1973年度)開始)

目 的	高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る
運 営 方 法	各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託
施 設 内 容	集会場 トイレ 台所 その他
施 設 数	127カ所(他1ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託)
開 館 時 間	午前9時～午後5時
使 用 料	無料

## ウ 介護予防事業推進のための施設

名 称	①熊本市お達者文化会館	②熊本市南部万年青会館	③熊本市東部はつらつ交流会館
所 在 地	南区馬渡1丁目7番1号	南区八幡6丁目9番25号	東区秋津3丁目17番23号
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	介護予防支援施設管理運営共同 企業体	介護予防支援施設管理運営共同 企業体	介護予防支援施設管理運営共同 企業体
開設年月日	平成12年（2000年）5月	平成13年（2001年）5月	平成15年（2003年）5月
開 館 時 間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時
主 な 設 備	多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道	多目的ホール 調理室 事務所 会議室A～C トイレ	多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

## 使用料

## ①熊本市お達者文化会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1時間200円

## ②熊本市南部万年青会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調 理 室	1,200	1,800	1,800
会 議 室 A	400	500	500
会 議 室 B	400	500	500
会 議 室 C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

## ③熊本市東部はつらつ交流会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会 議 室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

## エ 高齢者技能習得センター

名 称	熊本市高齢者技能習得センター
所 在 地	西区島崎4丁目2番95号
運 営 主 体	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター
開 設 年 月 日	平成12年（2000年）5月
開 館 時 間	午前9時～午後5時
使 用 料	無料
主 な 設 備	研修室 事務所 トイレ

# 健康福祉

## オ 夢もやい館（健康福祉政策課）

名 称	熊本市夢もやい館
所 在 地	北区楠1丁目20番5-101号
運 営 主 体	夢もやい館管理運営共同企業体 代表 株式会社パブリックビジネスジャパン
開 設 年 月 日	平成14年（2002年）11月
開 館 時 間	午前9時～午後8時（つどいの広場については、午前9時～午後6時）
主 な 設 備	体育室 学習室 トレーニング室 子育てつどいの広場 図書コーナー サロン 管理室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

## カ 熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名 称	熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）
所 在 地	北区植木町岩野285番地29
運 営 主 体	シンコースポーツ九州株式会社
開 設 年 月 日	平成15年（2003年）1月7日
開 館 時 間	午前9時～午後9時（温水プール、トレーニング室は午前10時～午後9時、 つどいの広場については、午前10時～午後4時）
主 な 設 備	事務室 プール トレーニング室 検診室 児童交流室 リラクゼーションルーム 交流室 カンファレンスルーム 和室 調理室 視聴覚室 会議室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

## キ その他の施設

（令6.4.1現在）

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
養護老人ホーム	明 生 園	社会福祉法人	田尻 享	西区花園7丁目19番1号	昭21. 2	120
〃	慈愛園老人ホーム	〃	潮谷 有二	中央区神水1丁目14番1号	昭21.11	70
〃	聖 母 の 丘	〃	池田 裕伸	西区島崎6丁目1番27号	昭21.11	50
〃	ラ イ ト ホ ー ム	〃	石本 淳也	中央区黒髪5丁目23番1号	昭26. 5	50
〃	愉 和 荘	〃	神永 修一	北区植木町米塚105番地	昭32. 7	50
〃	長 寿 の 里	〃	松山 朋子	西城区山薬師2丁目10番10号	昭47. 2	50
〃	熊 本 め ぐ み の 園	〃	佐土原 護	東区小山町1781番地	昭47. 2	50
特別養護老人ホーム	パウラスホーム	〃	岡崎 光治	中央区神水1丁目14-1	昭39. 7	64
〃	白 川 の 里	〃	満田 賢一郎	東区小山町2493	昭49. 5	40
〃	天 望 庵	〃	平原 静雄	北区龍田陳内1丁目3-30	昭60. 4	80
〃	バ ラ 苑	〃	佐土原 護	東区小山町1781	昭62. 4	50
〃	み ゆ き 園	〃	松岡 洋助	南区御幸笛田6丁目6-71	昭63. 8	70
〃	く わ の み 荘	〃	跡部 尚子	北区鹿子木町405	昭48. 8	120
〃	天 寿 園	〃	西村 和晃	南区奥古閑町4375-1	平 2. 7	51
〃	シ ル バ ー 日 吉	〃	田畑 公人	南区平成2丁目6-9	平 5. 4	56
〃	三 和 荘	〃	後藤 卓爾	西城区山大塘4丁目1-15	平 6. 4	52
〃	リデルホーム黒髪	〃	石本 淳也	中央区黒髪5丁目23-1	平 3. 6	30
〃	リバーサイド熊本	〃	佐藤 元浩	西区河内町野出1936-1	平 7. 6	47
〃	コスモス・ファミリー熊本	〃	河本 達や	北区太郎迫町144-1	平 8. 4	52
〃	聖 母 の 丘	〃	池田 浩伸	西区島崎6丁目1-27	平 8.10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西 靖子	東区長嶺南4丁目12-65	平 9. 4	52
〃	こ ぼ り 苑	〃	宮崎 千恵	南区護藤町1586	平10. 2	50
〃	花 み ず き	〃	中原 悦子	中央区出水7丁目90-1	平10.10	52
〃	ハ ー モ ニ ー	〃	鷺山 銀子	東区秋津町秋田171-3	平10.12	52
〃	あ い こ う	〃	高月 恵美	北区清水新地3丁目5-33	平12.11	52
〃	さ くら の 苑	〃	菊地 徹	西区松尾町近津1361	平13. 10	50
〃	さ わ ら び	〃	斉藤 大祐	北区弓削4丁目8-1	平14.10	54
〃	る り 苑	〃	吉永 桐子	東区上南部1丁目16-36	平15.12	50
〃	み かん の 丘	〃	池尻 久美子	西区河内町白浜字堀切1440-2	平17. 4	50

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
〃	シルバーピアさくら樹	〃	丸山 和奈	東区佐土原3丁目12-26	平17. 10	50
〃	力合つくし庵	〃	山下 直美	南区合志4丁目3-50	平19. 3	50
〃	たくまの里	〃	梅林 隆臣	東区御領 1丁目13-26	平19. 8	50
〃	祥麟館	〃	小林 佳之	南区城南町沈目1513	平4. 4	50
〃	ゆうとびあ	〃	谷脇 京子	南区富合町古閑994-1	平7. 3	50
〃	黎明館	〃	納富 修次郎	北区植木町豊田187	平4. 4	50
〃	川尻ヒルス	〃	森瀬 千恵子	南区南高江7丁目3	平25. 8	60
〃	グッドライフ熊本駅前	〃	今村 良勝	西区春日2丁目1-24	平25. 10	60
〃	かなんの杜	〃	蒲池 憲一	北区植木町植木432番地	平26. 8	60
〃	白川の里(ユニット型)	〃	満田 賢一郎	東区小山町2493	平27. 8	80
〃	輝祥苑	〃	今村 文典	西区戸坂町23-35	平29. 2	60
〃	画図重富苑	〃	松村 浩史	東区画図町重富968	平30. 2	60
〃	琴平本町	〃	上田 敏昭	中央区琴平本町10番32号	令2. 3	60
〃	うえきの郷	〃	高松 宏	北区小糸山町752-1	令6. 4	60
特別養護老人ホーム (地域密着型)	風の木苑	〃	石橋 志穂	東区西原 1丁目11-63	平20. 6	29
〃	おとなの学校 八角堂校	〃	植木 雅啓	西区花園2丁目10-16	平21. 6	29
〃	リデルホーム龍田	〃	石本 淳也	北区龍田陣内3丁目19-12	平21. 9	20
〃	サンビレッジ高平台	〃	白井 志津子	北区大窪3丁目11-47	平22. 7	29
〃	れいめいの家	〃	納富 賢一	北区植木町豊田187	平24. 4	20
〃	向山つくし庵	〃	中嶋 孝子	中央区本山1丁目6-17	平24. 7	29
〃	上熊本苑	〃	岩佐 可美	西区上熊本3丁目12-24	平24. 8	29
〃	みゆき東館	〃	松岡 洋助	南区御幸笛田6丁目6-71	平25. 4	20
〃	はるの里	〃	藤岡 安代	南区城南町舞原253-1	平25. 6	29
〃	天寿園青葉	〃	西村 和晃	南区奥古閑町4375-1	平26. 4	23
〃	リバーサイド熊本 ユニットホーム	〃	佐藤 元浩	西区河内町野出1936-1	平26. 4	9
〃	田原の郷	〃	濱坂 浩一郎	北区植木町鞍掛1522-1	平26. 5	29
〃	あいこう ひかり館	〃	高月 恵美	北区清水新地3丁目5-33	平26. 5	20
〃	ノットホーム	〃	吉井 壮馬	中央区黒髪5丁目23-1	平27. 5	29
〃	託麻苑	〃	森田 弘美	東区戸島町460-1	平28. 6	29
〃	天寿園 N e 0	〃	前田 洋志	南区奥古閑町4345	平28. 7	29
〃	つるのはら	〃	淵上 美賀	北区梶尾町1779-7	平29. 11	29
〃	かわしり御蔵	〃	林 静香	南区南高江7丁目3	令1. 10	29
〃	小島苑	〃	後藤 秀典	西区小島5丁目15番45号	令3. 12	29
〃	こもれび桜木東	〃	平尾 浩志	東区佐土原2丁目7番20号	令6. 4	29

## 5 障がい者福祉（障がい福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められている。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されている。

今後は、障がい者が安心して生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実させることが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援の充実を図る。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めている。

### （1）手帳の交付

#### ア 身体障害者手帳交付（障がい者福祉相談所）

目的 身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内容 身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

実績

身体障害者手帳所持者数

（令6.3.31現在）

障害別	年齢		計
	18歳未満	18歳以上	
視覚障害	17	1,773	1,790
聴覚・平衡機能障害	67	2,681	2,748
音声・言語・そしゃく機能障害	4	244	248
肢体不自由	300	11,878	12,178
内部障害	137	10,350	10,487
計	525	26,926	27,451

#### イ 療育手帳交付（障がい者福祉相談所）

目的 療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内容 療育手帳の程度決定及び交付

実績

療育手帳所持者数

（令6.3.31現在）

障害	年齢		計	
	18歳未満	18歳以上		
知的障害	中軽度（B）	1,966	3,558	5,524
	重度（A）	567	2,130	2,697
計	2,533	5,688	8,221	

#### ウ 精神障害者保健福祉手帳交付（こころの健康センター）

目的 精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内容 精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

実績

精神障害者保健福祉手帳所持者数

（令6.3.31現在）

障害	年齢		計
	18歳未満	18歳以上	
1 級	6	1,055	1,061
2 級	149	7,791	7,940
3 級	56	2,675	2,731
計	211	11,521	11,732



## (2) 障がい者社会参加促進事業

名 称	目 的	内 容
ア 重度身体障がい者 用自動車改造費助成	自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。	助成額 上限100千円 対象者 本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。(障害部位別の障がい要件及び所得制限あり) 令和6年度予算 2,100千円
イ 障がい者自動車運 転免許取得費助成	免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。	助成額 免許取得に要した費用の2/3(上限100千円) 令和6年度予算 4,200千円
ウ 障がい者福祉タク シー経費	重度の障がい者の生活拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 福祉タクシー利用券(450円)を年40枚、または患者等輸送タクシー利用券(大型車1,360円/中型車1,090円/小型車550円)を年35枚交付する。 対象者 本市に住民票があり、現に居住する身体障害者手帳1級、2級の者、療育手帳A1、A2の者及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級の者。(所得税非課税の者もしくは生活保護受給中の者に限る) 令和6年度予算 61,500千円
エ おでかけICカード 交付事業	※高齢者福祉の項目に記載	
オ 障がい者燃料費 助成	重度の障がい者の生活拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 燃料費助成券(1枚1,000円)を年12枚交付する。 対象者 本市に住民票があり、現に居住する一人で外出できない療育手帳A1、A2のいずれかを所持する者のうち、おでかけICカード、福祉タクシー利用券の利用ができない者。(所得税非課税の者に限る) 令和6年度予算 9,300千円
カ 福祉バス運行事業	障がい者等の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス(定員32人で、このうち3人程度は車椅子のまま利用できるもの)を設置して障がい者等の福祉の増進を図る。	対象者 本市に居住する障がい者等並びに本市で活動する障がい者福祉関係団体等。 事業内容 在宅障がい者等の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。 利用者数 1,001人(令和5年度)
キ 手話通訳者設置等 経費	本庁舎及び区役所内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。	利用件数 84,488件(令和5年度) 令和6年度予算 21,234千円
ク 手話通訳者等派遣 等経費	聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 2,093件(令和5年度) 令和6年度予算 16,800千円
ケ 要約筆記者等派遣 等経費	手話習得が困難な聴覚障がい者のコミュニケーション手段として要約筆記者の派遣及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 136件(令和5年度) 令和6年度予算 1,650千円
コ 盲ろう者通訳・ 介助員派遣等経費	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び盲ろう者通訳・介助員を養成する。	派遣対象者 市内に居住する盲ろう者 派遣件数 160件(令和5年度) 令和6年度予算 1,801千円

名称	目的	内容
サ 点訳・朗読（音訳） 奉仕員養成事業	視覚障がいの方に対する生活支援や情報支援等を目的として、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員を養成する。	令和6年度予算 565千円
シ 障がい者等住宅 改造費助成	障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該障がい者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。	対象者 65歳未満の者で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。（所得制限あり） 助成限度額 90万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む） 令和6年度予算 5,700千円
ス 障がい者スポーツ 大会経費	障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。	対象者 県内に居住している13歳以上の障がい者 事業内容 熊本県・本市主催、障がい者団体等の共催により開催（種目：陸上、水泳、卓球、サウンドテーブルテニス、ボウリング、フライングディスク、ボッチャ） 令和6年度予算 3,372千円

（3）身体障害者自立支援事業

視覚障害者生活訓練事業

目的 障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対象者 本市に居住している視覚障がい者

令和5年度予算 800千円

（4）身体障がい者相談（令和5年度（2023年度））

相談員 3人

相談件数 15件

令和6年度予算 152千円（知的障害者相談員経費含む）

（5）知的障がい者相談（令和5年度（2023年度））

相談員 5人

相談件数 279件

（6）精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア 精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期（6ヶ月以上）にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ 精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分 年度	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪 問（延件数）					合 計
	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	
H31(R1)	1,174	1,363	140	3,302	5,979	427	255	42	539	1,263	7,242
R2	1,473	1,539	167	3,098	6,277	379	260	36	323	998	7,275
R3	1,236	2,095	188	2,642	6,161	327	386	27	275	1,015	7,176
R4	1,257	2,472	233	2,683	6,645	287	358	23	231	899	7,544
R5	1,280	1,233	140	2,100	4,753	286	295	16	325	922	5,675

※「(19) 精神障がい者の福祉」「ア 精神保健福祉相談」の件数は含まない。

#### ウ 心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各区役所毎月1回設け必要な援助を行う。

#### エ 精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

#### (7) 精神通院医療給付費

目 的 精神障がいの適正な医療の普及を図り、在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、医療費の助成を行う。

対 象 者 精神障がいのために通院中の人（所得制限あり）

令和6年度予算 2,656,955千円

#### (8) 重度心身障がい者医療費助成

対 象 者 20歳以上の障がい者

（身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者）

受 給 資 格 者 本市に住民票があり、現に居住している障がい者

所 得 制 限 障害児福祉手当の支給制限に準じる。

令和6年度予算 1,222,692千円（重度心身障がい児医療費助成含む）

#### (9) 更生医療給付費

目 的 身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対 象 者 身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

令和6年度予算 1,587,704千円

#### (10) 身体障がい者在宅生活支援

名 称	目 的	内 容
ア 特別障害者手当等給付費	重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。	受給者数 1,719人（令和6.3末現在） 令和6年度予算 387,349千円
イ 身体障がい者福祉電話設置経費	在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。	電話貸与台数 14台（令和6.3末現在） 貸与対象者 外出困難な身体障がい者（1、2級） 令和6年度予算 328千円

ウ 在宅障がい者緊急通報システム経費	緊急通報システムを導入し、24時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。	対象者 市内に住所を有する単身等の重度障がい者 令和6年度予算 300千円
エ 補装具給付費	身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目 車椅子、補聴器、座位保持装置等 令和6年度予算 135,000千円
オ 日常生活用具給付費	身体障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目 ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等 令和6年度予算 149,000千円

(11) 自立支援給付事業

名称	目的	内容
ア 居宅介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。	令和6年度予算 581,000千円
イ 行動援護給付費	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者（児）に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。	令和6年度予算 10,100千円
ウ 重度訪問介護給付費	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であり、常時介護を要する障がい者への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。	令和6年度予算 607,000千円
エ 療養介護給付費	心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護が必要な障がい者へ支援を行う。	令和6年度予算 927,216千円
オ 生活介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。	令和6年度予算 4,493,000千円
カ 同行援護給付費	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。	令和6年度予算 122,000千円
キ 就労継続支援給付費	企業等の雇用結びつかない者に対して継続的な支援を行い、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	令和6年度予算 4,463,000千円
ク 短期入所給付費	家庭において一時的に介護が困難、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者（児）の支援を行う。	令和6年度予算 170,000千円
ケ 施設入所支援給付費	主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者等へ居住の場を提供する。	令和6年度予算 1,503,000千円
コ 就労定着支援給付費	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	令和6年度予算 28,000千円

名称	目的	内容
サ 自立生活援助給付費	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むため環境整備に必要な援助を行う。	令和6年度予算 200千円
シ 共同生活援助給付費	障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	令和6年度予算 2,011,000千円
ス 自立訓練給付費	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。	令和6年度予算 243,000千円
セ 就労移行支援給付費	一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。	令和6年度予算 368,000千円
ソ 地域相談支援給付費	障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。	令和6年度予算 1,100千円
タ 計画相談支援給付費	自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和6年度予算 272,000千円

## (12) 障害児通所支援給付事業

名称	目的	内容
ア 児童発達支援給付費	障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	令和6年度予算 2,390,000千円
イ 医療型児童発達支援給付費	肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。	令和6年度予算 2,102千円
ウ 放課後等デイサービス給付費	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	令和6年度予算 5,337,000千円
エ 居宅訪問型児童発達支援給付費	重度の障害の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童につき、当該児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	令和6年度予算 2,400千円
オ 保育所等訪問支援給付費	保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	令和6年度予算 118,000千円
カ 障害児相談支援給付費	障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	令和6年度予算 341,000千円

## (13) 地域生活支援事業

名称	目的	内容
ア 訪問入浴サービス事業経費	在宅の障がい者(児)であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。	令和6年度予算 20,000千円

イ 日中一時支援事業経費	障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。	令和6年度予算 11,400千円
ウ 移動支援事業経費	屋外での移動が困難な障がい者（児）が、生活上外出する事が必要不可欠な時に支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。	令和6年度予算 24,000千円
エ 成年後見制度利用支援事業（障がい者）	障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。	令和6年度予算 16,743千円
オ 障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、熊本市障がい者虐待防止センターの設置等により、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。	令和6年度予算 2,862千円
カ 熊本市障がい者理解促進事業	「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール及び障がい者サポーター制度の運用等の啓発事業を実施することで、市民の障がい者に対する理解促進を図る。	令和6年度予算 2,480千円
キ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見業務を適正に行なうことができる市民後見人を養成し、その活用を図るための法人後見を支援する。	令和6年度予算 30,300千円
ク 熊本市障がい者相談支援事業	障がい者及び障がい児、保護者等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供や福祉サービス利用援助等の必要な支援を行うため、障がい者相談支援センターを設置し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	令和6年度予算 220,500千円
ケ 重度障がい者等就労支援事業	雇用施策と福祉施策が連携して実施する重度障がい者等に対する就労支援であり、通勤や職場における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用してもなお支障が残る場合や、重度障がい者等が自営業者として働く場合に支援を行う。	令和6年度予算 3,400千円
コ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供する。	令和6年度予算 7,945千円

（14）心身障害者扶養共済制度

- 目 的 心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいなく不安を軽減しようとするもの。
- 加 入 者 知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級から3級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がい等を有する者で、前述の者と同程度と認められる者。心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、65歳未満の者。

保 険 料

加 入 時 年 齢		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保険料	平成19年度以前加入者	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
	平成20年度以降新規加入者	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

（注） 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給付金 加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者(年金管理者)に対し、毎月20,000円(1口当たり)の年金を支給する。

加入後1年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として平成19年度以前加入の場合20,000円～150,000円、平成20年度以降加入の場合50,000円～250,000円を支給する。

令和6年度予算 41,391千円

### (15) 市関連施設

名称 熊本市障がい者福祉センター希望荘

所在地 中央区大江5丁目1番15号

設置主体 熊本市

運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

開設年月日 昭和55年(1980年)6月1日  
(地域活動支援センター:平成5年(1993年)7月10日)

令和6年度予算 80,399千円(指定管理者による運営費として)

### (16) 障がい児支援事業

名称	目的	内容
ア 特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	支給額 月額1人 1級 55,350円 R6.4～ 2級 36,860円 R6.4～ 受給者数 2,334人 障害児 1級障害児 740人、 2級障害児 1888人 ※人数は令和6.3末現在
イ 重度心身障がい児医療費助成	重度心身障害児の健康と福祉の増進及び医療費負担の軽減を図る。	対象者 20歳未満の障がい児(身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者) 受給資格者 本市に住民票があり、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者 所得制限 なし 令和6年度予算 1,222,692千円 (平成26年度より重度心身障がい者医療と予算統合)
ウ 難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保するため、補聴器購入費の一部を助成し、福祉の増進を図る。	対象者 本市に住所を有している身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童 令和6年度予算 700千円

### (17) 障がい児療育相談事業

名称	目的	内容
ア 障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図る。	対象者 本市在住の障がい児(者)及びその保護者等 令和6年度予算 21,980千円 (地域障害児支援体制強化事業費)
イ 児童発達支援センター機能強化事業	児童発達支援センターを拠点とした地域の障がい児の療育体制を確保し、関係機関との連携強化を図るとともに、地域の療育支援の質の向上を目的とする。	事業内容 熊本市の児童発達支援センター3か所に、機能強化員を配置し、地域の障害児通所支援事業所の巡回訪問や、地域の障がい児への療育支援等を行う。 令和6年度予算 21,980千円 (地域障害児支援体制強化事業費)

(18) 重症心身障がい児等在宅支援事業

名称	目的	内容
ア 医療的ケア児等コーディネーター養成研修	重症心身障がい児者の特性の理解と福祉制度等に係る研修を実施し、重症心身障がい児者支援に対応可能な訪問看護師や相談支援専門員を養成する。	事業内容 相談支援専門員、訪問看護師等に対する研修。 令和6年度予算 1,040千円
イ 重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議	福祉・保健・医療関係部門と総合的な支援体制を構築するため連絡会を開催する。	令和6年度予算 260千円
エ 医療型短期入所施設体制整備事業補助金	医療型短期入所施設を開設して3年に満たない診療所、または1年に満たない病院等を対象に、開設に伴い新規雇用した人権費の一部を助成する。	令和6年度予算 6,000千円

(19) 精神障がい者の福祉（こころの健康センター（精神保健福祉センター））

「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第6条」に基づき、こころの健康センター（精神保健福祉センター）が、精神保健福祉の専門機関として平成24年（2012年）4月に開設した。

市民のこころの健康相談や知識の普及及び精神障がい者の支援に関わる者への教育研修や技術支援を行う。

ア 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。こころの健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

なお、ひきこもり相談については、相談窓口の明確化のため、平成26年（2014年）10月から民間委託で「ひきこもり支援センター」を開設した。

・こころの健康相談（延件数）

年度	内容区分	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
	来所	7	3	39	10	62	10	107	19	2	3	258	520
	訪問	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	4	11
R2	電話	125	5	134	33	93	166	1,274	170	15	1	5,845	7,861
	来所	8	0	24	10	45	30	139	19	1	0	200	476
	訪問	2	6	0	0	0	8	33	2	7	6	8	72
R3	電話	99	4	125	32	97	140	1,338	200	14	1	5,741	7,791
	来所	11	1	24	13	68	34	147	16	2	0	140	456
	訪問	0	0	0	0	0	2	13	1	0	0	17	33
R4	電話	109	8	155	56	93	161	1,094	421	19	5	5,817	7,938
	来所	15	6	38	12	37	33	92	33	1	2	144	413
	訪問	1	0	0	0	0	0	12	3	0	0	9	25
R5	電話	112	17	143	33	196	117	1,344	388	13	7	5,971	8,341
	来所	11	3	29	12	48	39	104	19	1	0	127	393
	訪問	3	0	1	0	0	2	2	1	0	0	21	30

※相談実績は、衛生行政報告例による。

※「(6) 精神保健対策」「イ精神保健福祉相談・訪問」の件数は含まない。

・ひきこもり支援センター「りんく」での相談（延件数）

年度	電話	来所	訪問	メール	計
H31 (R1)	1,370	806	232	73	2,481
R2	1,444	918	245	89	2,696
R3	1,604	871	262	116	2,853
R4	1,494	942 (オンライン16件を含む)	199	223	2,858
R5	1,361	885	158	264	2,668



## イ 人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

事業名	事業内容
精神保健福祉担当者研修会	精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る
思春期精神保健福祉研修会	思春期における精神疾患をはじめ不登校など、様々な課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る
電話対応スキルアップ研修会	電話相談を行う庁内職員が相談対応について学ぶことにより、自殺予防対策を図る。
ゲートキーパー養成研修会	地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る
自殺予防研修会	自殺を防ぐことを目的とした、自殺予防に関する研修会や自死遺族の理解を深め、適切な対応について学ぶ自死遺族支援者研修会を実施する
依存症研修会	精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実を図る
社会復帰支援研修会	精神障がい者の社会復帰支援に必要な専門的知識や技術を習得し、精神障がい者のリカバリーの促進を図る

## ウ 普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

事業名	事業内容
自死遺族グループミーティング	大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する（R2年度より、熊本県と共催）
依存症当事者グループプログラム	やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的に、依存症当事者が自分の依存問題について考え、適切な対応方法を考える機会を提供する
依存症家族教室	アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する
依存症講演会	依存症で悩む家族が依存症について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「こころの健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う
WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス	日常生活で苦労や困難に直面した際に、WRAP（元気回復行動プラン）を利用して、元気を回復する、または保つための方法を学ぶ機会を提供する
ピアサポート講座及びピアサポートの集い	ピアサポートの知識や情報、スキルを学ぶ機会を提供するピアサポート講座や、講座修了者にフォロー研修の機会を提供するピアサポートの集いを実施する。
ピアサポート講演会	他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及と精神障がいの理解を図る
市民へのこころの健康講座（ふれあい出前講座等）	依存症、ゲートキーパー等について、市民からの要望に応じて、普及啓発を図る

## エ 組織育成

精神障がい者家族会、患者会、自助グループ等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

## オ 関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

## カ 自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成、自死遺族グループミーティング、自殺予防研修会、包括相談会、電話相談等の人材育成・普及啓発や自殺未遂者支援事業等の相談対応を通して、自殺の防止を図る。

## キ 依存症対策

アディクション行動変容グループプログラム、依存症家族教室、市民向け依存症講演会等の普及啓発や、支援者のスキルアップのため、依存症支援者向け研修会を行い、依存症への適切な対応の充実を図る。

## 健康福祉

### ク 精神障がい者の社会復帰支援

精神障がい者の社会復帰支援として、社会復帰支援研修会、ピアサポート講演会、ピアサポート講座および修了生の集い、WRAP（元気回復行動プラン）集中クラスを行う。

### ケ 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

目 的：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的、かつ公正に行う。

内 容：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

### コ 精神医療審査会

目 的：精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院における適正な医療及び保護を確保する。

内 容：精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の受付・審査、精神科病院からの報告書類の審査。

## 6 生活衛生

食の安全・安心の確保、生活衛生の確保、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、墓地・斎場の適正な管理及び健康危機への適切な対応など、身近な生活衛生の向上に努めている。

### (1) 環境衛生関係（生活衛生課）

環境衛生については、理・美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生関連営業施設の衛生管理状況に関する監視指導を実施しており、特に、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に取り組んでいる。

#### ア 営業施設の監視指導状況

(令和5年度)

	業 種	施 設 数	監 視 数	監視率 (%)
営業六法	理 容 所	624	22	3.5%
	美 容 所	1763	295	16.7%
	ク リ ー ニ ン グ 所	373	18	4.8%
	旅 館	305	61	20.0%
	興 行 場	58	1	1.7%
	公 衆 浴 場	215	43	20.0%
	計	3,338	440	13.2%
その他一般環境衛生	温 泉	120	3	2.5%
	化 製 場 等	1	-	-
	墓 地	1,538	6	0.4%
	納 骨 堂	290	2	0.7%
	火 葬 場	2	-	-
	ビル管理法による 特定建築物	286	4	1.4%
	ビル管理法による 登録営業	148	24	16.2%
	遊 泳 場	32	13	40.6%

#### イ 熊本市ホテル等建築審査会

平成元年（1989年）4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。この条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造を有するホテル等の建築を規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。

委 員 構 成 10人以内

市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員

任 期 2年

### (2) 生活衛生関係（生活衛生課）

健康で快適な生活環境を確保するための課題の解決に、市民が自ら取り組めるように、ダニやハチ等の住まいの衛生相談に対応するとともに、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等を原因としたシックハウス症候群については、要望に応じて空気環境調査（住まいの健康快適度診断）を実施している。

また、環境衛生事業所の廃止（平成24年（2012年）3月31日）に伴い、道路、水路、公園等の公共の場所や施設における害虫等駆除や除草は、それぞれを所管する課が対応し、市民からの相談（衛生害虫の発生や空地の除草など）には区役所総務企画課が生活衛生課と連携して対応している。

ア 住まいの衛生相談状況

区分	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
相 談 件 数 (件)		338	213	195	257	177
(うち、住まいの健康快適度診断実施数)		13	0	1	2	1

イ 出前教室実施状況

区分	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
出 前 教 室 実 施 件 数 (件)		12	0	1	2	4
延 参 加 人 数 (人)		221	0	55	115	114

ウ 害虫等駆除状況

- ①公共施設・道路・公園等の相談(苦情)については、それぞれの担当課へ対応を依頼している。
- ②民有地・民有家屋の所有者からの相談については、業者紹介(本人が選択する)をしている。
- ③近隣の住民からの相談(苦情)については、民有地・民有家屋の所有者に駆除等を依頼している。
- ④地域団体(自治会・PTA等)からの相談があった場合、地域団体での対応をお願いしている。

【実績】 不特定多数の人の往来がある通学路等において、スズメバチの刺傷被害が懸念され、緊急性があると判断し、巣やスズメバチを駆除した。(令和5年度(2023年度)1件)

また、セアカゴケグモは、現在までに本市では合計7箇所での生息が確認されており、令和5年度(2023年度)は、新たに1例が確認された。令和4年度(2022年度)には、県内で初めてハイロゴケグモが確認され、現在までに市内21箇所での生息を確認している。

エ 除草指導

苦情処理状況(区役所等の相談を含む)

年度	相談を受けた雑草地(件数)	草刈り完了実績(件数)
平成31年度	299	205
令和2年度	245	164
令和3年度	234	169
令和4年度	184	132
令和5年度	282	183

(3) 動物愛護センター

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例(平成24年(2012年)6月1日施行)」に基づき、犬の登録、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、野良猫対策としての地域猫活動を展開している。また、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおり「豊かな心」をはぐくめる支援を行っている。

ア 施設

名 称 熊本市動物愛護センター  
 所 在 地 東区小山2丁目11-1  
 主 な 設 備 管理棟、収容施設棟、愛護棟、倉庫、収納庫、動物愛護園、休憩所、焼却炉

## イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登録 総数	予防 注射	捕獲 保護	不要犬 引取り	計	返還	譲渡	処分 死亡	計	咬傷 事故
	H31 (R1)	31,334	21,971	205	9	214	147	41	21	209
R2	31,959	20,002	151	8	159	115	51	2	168	54
R3	32,490	21,147	138	3	141	108	37	3	148	48
R4	32,436	23,601	119	8	127	95	16	7	118	40
R5	31,858	23,316	89	6	95	67	20	0	87	33

## ウ 動物取扱業の登録・届出状況 ※各年4月1日現在（監視指導件数は年度計）

区分 年度	第一種動物取扱業 総事業所数	第一種動物取扱業者登録業種内訳						
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあわせ業	譲受飼養業
H31 (R1)	247	124	150	6	17	10	0	0
R2	252	123	158	6	16	12	0	1
R3	254	124	160	7	17	11	0	1
R4	244	112	162	8	17	11	0	1
R5	237	106	158	9	14	10	0	1

区分 年度	第二種動物取扱業 総事業所数	第二種動物取扱業者届出業種内訳					監視指導件数 (立入検査件数)
		譲り渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
H31 (R1)	8	7	2	0	0	0	51
R2	8	7	2	0	0	0	38
R3	8	8	2	1	0	0	86
R4	8	7	2	1	0	0	81
R5	8	8	2	1	0	0	71

## (4) 食品衛生関係

食品衛生については、「食」に関する総合的な取り組みを定めた「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づき、毎年度「熊本市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防対策や食品の安全確保に特に重点を置いた事業を展開している。

また、令和3年（2021年）6月に改正食品衛生法が施行され、HACCPに沿った衛生管理が完全義務化したことにより、食品等事業者への周知や円滑に取り組むことができるように導入支援を実施している。

## ア 食品衛生

## ① 営業施設等の監視指導状況 (令和5年度(2023年度))

法 許可施設数		法 届出施設		条例 許可施設		合 計	
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
11,447	5,561	5,222	815	85	11	16,754	6,387

## ② 衛生教育、研修会等の実施状況 (令和5年度(2023年度))

区 分	衛 生 教 育						研 修 会 ・ 講 演 会		合 計
	営 業 者				そ の 他	市 民	特 定 給 食 施 設 等 向 け 研 修 会	HACCP 普 及 啓 発 研 修 会	
	許 可 施 設	給 食 施 設 関 係 者	食 品 衛 生 責 任 者 養 成 講 習 会	食 品 衛 生 責 任 者 実 務 講 習 会					
件 数	23	6	6	2	17	4	2	0	60
参 加 人 数	733	399	822	54	523	103	255	0	2,889

③ 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

年度	区分	立入り施設数	集 団 指 導	
			件 数	延べ人数
令和元		62	2	349
令和2		0	0	0
令和3		0	0	0
令和4		9	0	0
令和5		52	2	255

イ 熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和47年（1972年）10月から、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所 在 地 西区田崎町 380 番地 市場会館 3 階

検 査 状 況 ※（ ）は違反品数を再掲

年 度	施 設 数	食 品 の 検 査 数					
		国 産 品		輸 入 品		合 計	
令和元	230	72	(0)	15	(0)	87	(0)
令和2	220	0	(0)	0	(0)	0	(0)
令和3	224	33	(0)	8	(0)	41	(0)
令和4	274	47	(0)	5	(0)	52	(0)
令和5	280	36	(1)	3	(0)	39	(1)

(5) 火葬場（健康福祉政策課）

火葬場については、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場施設の改修工事や、熊本市斎場における指定管理者制度の導入など適正な管理運営を行っている。

ア 施 設

- ・熊本市斎場

所 在 地 東区戸島町 7 9 6 番地

火葬棟の機能 ①告別室（4室）②炉前ホール ③火葬炉 1 5 基（3基増設スペースを確保）、汚物炉 1 基  
④収骨室（4室）⑤中央監視室 ⑥事務室

- ・熊本市植木火葬場

所 在 地 北区植木町滴水 6 2 8 番地 1

火 葬 炉 1 基

イ 利用状況

① 火 葬

(単位 件)

区分		年度				
		H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
大 人	市内	6,905	6,790	7,376	8,100	7,866
	市外	391	418	457	490	470
小 人	市内	21	18	15	22	13
	市外	2	0	2	3	1
死 産 児	市内	139	116	114	89	118

	市外	33	24	16	16	19
改 葬 人 骨	市内	332	280	207	258	160
	市外	27	9	2	13	52
そ の 他	市内	339	352	384	536	347
	市外	61	60	53	55	60
小 計	市内	7,736	7,556	8,096	9,005	8,504
	市外	514	511	530	577	602
合 計		8,250	8,067	8,626	9,582	9,106

## ②熊本市斎場待合室及び式場

(単位 件)

区分		年度				
		H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
待 合 室	市内	1,462	1,140	313	292	1,453
	市外	79	80	16	13	83
通 夜	市内	6	2	2	6	10
	市外	0	0	0	1	1
告 別 式	市内	18	8	14	19	23
	市外	0	0	1	2	2
通夜及び告別式	市内	26	17	29	35	38
	市外	0	0	1	2	1
小 計	市内	1,512	1,167	358	352	1,524
	市外	79	80	18	18	87
合 計		1,591	1,247	376	370	1,611

## ウ 火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限り）

区 分	種 別	単 位	使 用 料	
			市 内 (円)	市 外 (円)
火 葬 場	大 人 (12歳以上)	1体	6,000	36,000
	小 人 (12歳未満)	1体	4,000	24,000
	死 産 児	1体	2,000	12,000
	改葬による人骨	1体	2,000	12,000
	その他 (産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部)	1個 (10キログラムを限度とする。)	1,000	6,000
	待 合 室	1回 (2時間以内)	4,000	
式 場	夜 間	1回 (午後4時から翌日の午前9時まで)	5,000	30,000
	昼 間	1回 (午前9時から午後3時まで)	5,000	30,000
	昼 夜 間	1回 (午後4時から翌日の午後3時まで)	10,000	60,000

(6) 市営墓地及び霊堂（健康福祉政策課）

市営墓地については、墓地需要に応えるために、返還墓地の再整備貸付を行うとともに、桃尾墓園においては平成14年度（2002年度）からの墓域拡張整備を平成25年度に終え、現在継続募集を実施している。

また、霊堂（納骨堂）を含め周辺の環境整備を定期的に行い墓地景観の向上に努めている。

ア 墓地貸付状況

(貸付累計)

墓地名	総面積 (㎡)	令和3年度までの貸付状況		令和4年度までの貸付状況		令和5年度までの貸付状況	
		件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
花園墓地	28,057	1,839	12,164	1,830	12,077	1,821	12,008
小峯墓地	28,617	1,817	11,007	1,812	10,979	1,807	10,927
立田山墓地	37,929	1,477	9,949	1,466	9,877	1,450	9,776
城山墓園	54,747	1,116	6,936	1,112	6,905	1,107	6,867
清水墓園	20,897	1,489	8,442	1,482	8,409	1,476	8,379
桃尾墓園	268,765	9,246	45,523	9,254	45,561	9,267	45,626
浦山墓園	26,407	1,192	7,610	1,185	7,568	1,179	7,527
計	465,419	18,176	101,631	18,141	101,376	18,107	10,110

イ 桃尾霊堂

所在地 東区戸島町 桃尾墓園内

施設概要 本体

納骨堂 家族納骨壇 336壇、短期納骨壇 1,200壇

舍利塔

ウ 使用料

(平14.4.1施行)

墓地	種別	使用料
桃尾墓園	芝生墓地	1区画 600,000円
	一般墓地	1平方メートルにつき 120,000円
その他の墓地	一般墓地	1平方メートルにつき 80,000円

桃尾霊堂	期間	使用料
家族納骨壇	10年	200,000円
短期納骨壇	1年	5,000円

(7) 健康危機管理（健康危機管理課）

平成13年（2001年）4月1日に熊本市健康危機管理要綱、令和6年（2024年）3月に健康危機管理体制や保健所体制の強化を図ることを目的とした熊本市感染症予防計画・熊本市健康危機対処計画を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っている。

実施内容

- ・連絡会議 庁内外の関係機関33部署からの34委員で構成され、年1回の開催
- ・幹事会 庁内13関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催
- ・訓練 庁内外の関係機関と連携し、様々な健康危機を想定し、計画的に訓練を実施
- ・研修 庁内外の健康危機に関係する職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を習得するため、健康危機管理に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内
- ・その他 関係会議参加等